



～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、高橋委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況について」

(環境)管理課長

平成16年3月17日開会の第1回定例会厚生常任委員会以降の北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況について、報告いたします。

初めに、平成15年度委託業務関係であります。社団法人全国都市清掃会議に業務を委託していた最終発注仕様書作成及びごみ処理施設運転管理計画等に対する技術指導業務関係、さらに財団法人日本環境衛生センターに業務委託していた最終発注仕様書作成等業務につきましては、3月16日付けでその成果品が提示されております。この成果品のうち、発注仕様書、運転管理計画報告書、維持管理方法の検討報告書については、広域連合から市議会各会派に一部ずつ資料として配布したと聞いております。

次に、発注関係であります。発注方法については、プラントメーカーへの一括発注、共同企業体発注、分離発注が考えられ、この検討を進めてきたところではありますが、この間、広域連合長に対しまして、市内の建設業協会、管工事組合、電気事業協会及び北後志の建設業界から管内企業に受注機会が得られるよう、要望が出されたところでもあります。

広域連合としては、まず、ダイオキシン類対策などの性能が保証されること、財政負担を伴うことから、建設費はできるだけ安価にすること、一方で地元建設業界ができるだけ建設工事に参入できることを基本方針として、建設事業団体と話し合いを進めてまいりました。その結果、本日配布した資料の工事発注仕様書の追記後の工事範囲外工事に示している外構工事や附帯施設については、地元業者が直接請け負うことができると判断し、分離発注することとしました。

また、本体工事については、プラントメーカーに一括発注することとしましたが、プラントメーカーへは建設資材の調達に当たっては、地元調達に努めること、また、下請業者の選定に当たっては、地元業者を優先して下請させることを、広域連合として強く働きかけることとすることで、地元業者の理解を得たところでもあります。したがって、この方法で広域連合長会議に諮ることを広域連合議員の皆さんに説明した後、広域連合長会議を開催し、発注形態を決定したところでもあります。

次に、入札参加プラントメーカーについてであります。プラントメーカーの選定については、平成15年度に見積仕様書提示メーカーとしてストーカ式全連続焼却炉の建設実績を有すること、1日70トン以上の稼働実績を有すること、自社製の電気式灰溶融炉をストーカ式焼却炉とともに稼働させている実績を有することを条件として、全国の自治体で焼却炉を建設した実績のある28社を対象にアンケート調査を実施し、プラントメーカーを7社に選定したところでもあります。このことは当委員会に既に報告しております。

この7社に対して、さらに次の要件を入札参加条件として新たに設定いたしました。1点目として、技術的評価を満たしていることとあります。これについては、技術ヒアリングなどを実施しており、各社とも広域連合が求める技術レベルに達していると判断しております。2点目として、経済的評価維持管理費の上限保証を満たしていることとあります。これについては、各社から焼却施設、リサイクル施設における15年間の維持管理費の概算見積りを提出させたところ、最高と最低価格に開きがあったことから、7社の中央値を上限として保証することを求めたところ、各社ともこれを確約しましたので、クリアしていると判断しております。3点目は、関係市町村において、

清掃施設工事の入札参加資格を有していることであります。これについては、広域連合の契約規則で、関係市町村において資格を有することが条件となっており、各社ともクリアしているところであります。

これに関連しまして、最近、7社のうち2業者が公正取引委員会から排除勧告を受けるなどの動きがありましたので、報告いたします。

公正取引委員会は、3月30日に東京都の下水道ポンプ設備工事に関し、独占禁止法第3条に違反するとして、14社に排除勧告をいたしました。この14社には広域連合が選定した7社のうち、三菱重工業と荏原製作所の2社が含まれておりました。この取扱いについては、広域連合は関係市町村に登録された有資格者の中から指名することとしており、広域連合として独自に指名停止等の処分を行うことになっておりませんが、関係市町村が仮に指名停止処分をした場合は、広域連合における入札参加資格要件を失うこととなり、広域連合の入札参加対象から外れることとなります。

小樽市は、指名停止等措置要綱及び同運用方針、これはお手元に資料として抜粋を配布しておりますが、これに基づき対処することとしております。このたびのケースは、4月12日に公正取引委員会が確認したところ、14社すべてが応諾を拒否したことを確認しており、要綱別表第2の指名停止要件第4項及び第5項に該当しないため、指名停止の措置をとらなかったことから、広域連合としても同様の扱いとしたものであります。

また、4月2日の新聞報道で、JFEエンジニアリングが東京国税局の税務調査を受け、所得隠しなどをしたとの報道がありましたが、広域連合が当該事業者から聞き取り調査を行ったところ、税務調査の結果、見解の相違で更正通知を受けたが、所得隠しなどの事実はないとのことでありました。これについては、小樽市の指名停止等措置要綱及び同運用方針では、業務に関連し、脱税により税務当局から告発された場合は、同要綱別表第2第9項の不誠実な行為に該当しますが、追徴課税の場合は、指名停止要件に該当しないため、指名停止にはなりませんでした。

以上から、広域連合としましては、当初予定どおり、4月12日に7社を入札参加メーカーとして指名したところであります。その後、4月28日に荏原製作所が国税局から所得隠しを指摘されたとの報道がありましたが、この件については、広域連合の方で荏原製作所から事情聴取をすると聞いており、これについても指名停止等措置要綱及び同運用方針にのっとり、取り扱うこととしております。

今後の日程であります。5月13日に入札を執行し、5月27日に広域連合長議会を開催し、工事契約案件を提案するとのことであります。なお、入札日についてであります。広域連合議会における事務局長報告で、4月には入札を行うとしておりましたが、事務局に確認したところ、地元業者の参入について、管内建設業界の方々との話し合いを行っておりましたが、外構や附帯施設を分離発注することで理解を得ましたのが3月31日で、その後6市町村の広域連合議員の皆さんに事前説明を行い、最終的に4月7日の広域連合会議で入札方法を決定し、その後入札手続に入っておりますので、この一連の協議に時間を要したことが、入札日が延び5月13日になった主な原因と聞いております。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

この際、委員として質疑したいので、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。共産党。

北野委員

業務報告に関して

ただいまの業務報告に関して伺いますが、先ほどの理事会の直前に資料が配られたのです。これは、ごみ処理建設工事発注仕様書の追記ということになっているわけです。ご承知のように、厚生常任委員会の方には、本体の資料は配られておりませんで、業務報告にあったとおり、広域連合議会議員の各会派の皆さんに1部ずつということなのですね。

環境部長

そのとおりでございます。

北野委員

それで、広域連合の議員でない厚生常任委員のメンバーが、今日出席している方では2人いるのです。その方に、今日、直前にこの本体を配って、そしてこの追記ですというやり方というのは、不親切ではないかと思うのですが、これが一つ。

それから、広域連合議会で広域連合と広域連合議員との間でどういうやりとりがあったか、環境部の方は承知していないと思うのですが、この追加でこういうふうにしたと、一部分は漏れ伝わることは聞きましたけれども、こういう詳しいことは、私は連合議会の議員でありますけれども、聞いていないのです。それが厚生常任委員会で、ここで平場で報告を受けると。こういうまとまった形では聞いていないわけですから、違う自治体のことをクロスしてこういうふうにするやり方というのは、不親切だし、適切ではないというふうに私は思うのですが、環境部の見解を聞きたいです。

環境部長

私どもの考え方といたしましては、広域連合事務局の方から、本来この業務そのものが広域連合の業務だということで、まず広域連合議会議員の皆様方に直接には説明をさせていただいたということで聞いております。ただ、地元の自治体の厚生常任委員、これは広域連合の部分とも深くかかわるということも考えた場合に、今回のこのやり方については、今後協議いたしまして、これからは広域連合の皆様方に説明した内容につきましては、厚生常任委員の方々にも説明をしていくように努めてまいりたいと思っております。

北野委員

それで環境部として、そういうことを承知したのであれば、この厚生常任委員会に資料を配布するに当たって、広域連合議会の議員でない厚生常任委員の皆さんに、こういう追加がありますということをちゃんとお知らせして、資料をごらんになっているかどうかをきちんと確認して、中身を見ていなかったら、これを今日受けたってわからないわけですから、そういう努力をすべきだったと思うのですけれども、そういう経過が見られませんか、この資料を配られたとき、私としても理事会の直前でしたから、あれっと思ったのです。ですから、そういうやり方で業務報告がありましたけれども、これを審議してくださいということは、唐突ではないかと。事前の準備が全然ないわけですから、こういうやり方というのはおかしいと思うのですけれども、どうでしょうね。

環境部長

私どもとしては、広域連合の方から、地元のいわゆる小樽市議会の各会派の方に1冊ずつこの成果品を据え置くということについては、広域連合の議員の皆さんを通して、いわゆる各会派の皆さんにも周知をしていただきたいという趣旨もあったかというふうに、私は思っておりますが、ただ、今、北野委員がおっしゃることを考えた場合に、確かに周知不足であったというような点は否めないのかなというふうに思っております。そういったことで、今回、分離、分割にした経緯ということで、今、改めて説明させていただきましたので、それについては今後じゅうぶん気をつけてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

北野委員

若干、疑問はありますけれども、本題に入ります。

発注形態について

まず、発注形態についてですけれども、今回のように発注形態を決めた理由について、説明してください。

環境部長

これにつきましては、先般の広域連合の部課長会議の中で、広域連合の方からも説明を受けておりましたので、まず第1点目といたしましては、ごみ処理と申しますのは、住民生活に非常に密接するので、そういった意味では、安定した処理の継続性と安全性、これは公害の未然防止ということが一番だと思っておりますが、そういったことがまず求められる。また、施設建設や運転・管理というのは特殊な設備を含む高度な技術をじゅうぶんに熟知した上で、その施設の性能が保証されなくてはならない。こういったことが言えると思います。

また、2点目といたしましては、この廃棄物処理施設の建設は、構成市町村でたいへん大きな財政支出であると。また、長期にわたる財政負担を伴いますことから、経済性を重視した施設づくりを目指し、住民負担の軽減を図らなければならない、これが2点目です。こういったことを踏まえまして、これらの発注形態といたしまして、先ほども話しておりますが、一括発注、JV発注、この両者について比較検討をさせていただいたということでございます。

この発注形態の一括発注とJV発注の主な特徴でございますけれども、まず性能の確保という部分につきましては、まず一括発注の場合は、施設全体として性能の確保が図りやすい。しかし、JV発注の場合は、それぞれの受持ち区分が分担されるということがありますので、施設全体としての性能の確保が図りにくいという短所があると言われております。また、工事責任の所在につきましても、今の性能確保と同様に、一括発注の場合には、責任の所在が明確である。JV発注の場合は、責任の所在が不明確になります。それから、経済性につきましても、一括発注は建設コストの低下につながると、JV発注は建設コストが高くなりやすいということが一般に言われております。それから、建設工期につきましても、全体比では一括発注は全体工事の短縮が図れると。JV発注の場合には、どうしても分割をした工事になりますので、全体工事の工期が長くなりやすい。それから、工事の管理につきましても、一括発注は建設管理が容易でありますけれども、JV発注はこれも分割されるわけですから、それに対しては非常にしにくい点があります。ただ、地元企業の参画という部分につきましては、一括発注については、地元企業への誘導がしにくい、JV発注については、地元企業の一定の誘導の確保が図れるといったことが言われております。また、これらにつきましては、プラントメーカーについて、こういったことについての聞き取り調査をしたところ、やはりJV発注に対する考え方といたしましては、建設費が高くなるだとか、あるいはまた、解散後の責任の所在が不明確である。建設管理が容易ではない。こういったようなことが言われております。これについては、そこに例が載っておりますけれども、単価やコストについての点から見ても、そんなことがありまして、こういったことを踏まえまして、一括発注にした場合に施設の性能が図れるということ、経済性の確保が図れるということ、また、工事責任の所在が明確になるということから、いわゆるプラントについては、プラントメーカー一括発注をするということに、4月の広域連合の会議で決定されました。

ただ、このプラントから分離、分割が可能な部分、これにつきましては、外構工事だとか、その他附帯工事などがありますが、これについては地元でもじゅうぶん施工が可能であるうといったことから、この工事の一部を分離発注するといったことで、こういう発注形態になったということ聞いております。

北野委員

今、るる説明があったわけですがけれども、ざっくばらんに聞きますけれども、2月の広域連合議会でも議論しましたし、それを受けて3月の小樽市議会第1回定例会の予算特別委員会でも、私の方からこのことは質問したわけです。その中で、環境部長から発注方式をジョイント方式とする場合という改めでの説明があって、3月11日に広

域連合が地元業者に説明した際、7社でなければ独禁法に触れるとしたことについてであります。これは意図的に外す目的で画策した場合には、独禁法に触れると。こういうことで、けっきょくプラントメーカー、ゼネコン、地元業者、3者のジョイントにしなければということで発注者側がそういう発注方式を指示した場合、プラントメーカー、ゼネコン、地元、この3者がジョイントが組めなかった場合、これは入札に参加する資格がないということは確認したわけです。

私は、今の環境部長の説明は、たいへんきれいごとだと思うのです。けっきょく、ジョイントでいきたいということで、当初から相当私は分離発注ということを要求したのですが、どうしてもこれは一括発注だと、性能発注だからと言って、一括発注にこだわったと。しかし、三菱重工業が請け負った、落札した、釧路の広域連合のことも取り上げて、私はいろいろ指摘をしました。この中で、ジョイント方式をとると、共同企業体方式をとるということ、一時、連合の側がそういう動きをしたわけです。ところが、私どもが業界の複数から聞いているのは、そういう3者のジョイントにした場合、7社のプラントメーカーのうち、複数のプラントメーカーはジョイントが構成できないと。だから、入札に参加できないという事態が明らかになって、それで改めて今度は分離発注に戻って、そして3月31日に地元業界と合意したという先ほどの説明ですけれども、それは発注者側がどうしてもというのだったら、これは地元の業界は仕方がないというふうになると思うのです。それをどう理解するかというのは別問題ですよ。しかし、そういう方式に切り替えて、事実上プラントメーカーの一括発注にして、7社全部が入札に参加できる、そういう道に舞い戻ったのではないかと私は思うのです。事の経過からいって、そう理解するのが当然ではないかと思うのですが、環境部の見解を聞かせてください。

環境部長

このことにつきましては、私も、まずは広域連合の方から、いろいろまた報告なども受けておりますので、この2月の広域連合議会においては、まだまだこの発注方法については、広域連合内部の中でも白紙であったというふうに、私は聞いております。やはりその根本にありましたのは、広域連合長である市長も述べておりましたとおり、こういう厳しい財政状況の中で、できるだけ低い価格で工事を落札してほしいと、そういった方法を選びたい。しかし、一方で、地元経済への波及といったことを考えた場合に、地元企業にどれだけの業務があるか、こういった二つの問題で非常に悩んでいた。その後、さまざまな議会議論の中で、広域連合としてどういう立場をとるのかといったことの中で、業界からの要望も一つにはあったというふうに考えております。業界の要望について、私どもとしては、これは独禁法の問題だとかさまざまな問題点がございましてけれども、確かに地元業界としては、できるだけたくさん仕事を欲しいと。それを確保できる方法で何とかしてほしいと、こういったことはもちろん当然であろうと思っておりますけれども、広域連合の立場といたしましては、地域全体のいわゆる市民なり、町民なり、村民の方々が、これからその建設事業費を負担していくということを考えた場合には、やはりそういった負担をまず軽減することが大前提であると。その上でいわゆる決められた発注形態に基づいて、決められた業者について、あるいはまた事業の進め方について、その中で地元企業は最大限努力をしていかなければならない。また、広域連合もそういったしくみの中で、地元業者にできるだけ仕事をさせるということを最大限努力をすると、こういったことで、こういった問題が一応整理ができた。

ですから、ただいま北野委員がおっしゃいましたように、途中経過の中で7社でなければならないのかどうかと、あるいは意図的に外す場合についてはどうかと、これは一つの途中経過でありまして、この広域連合としての基本的姿勢は一貫して変わることはなかったのだと。こういった方向の中で、環境部としてはこういうふうに考えております。

北野委員

広域連合の方は、最終的にはけっきょく2月の議会が最後ですから、この時点では発注形態はまだ決めていないということは事実ですよ。しかし、そのやりとりの中で、共同企業体方式がたいへん有力だったということは事実

でありますから、それがなくなってしまったのは、けっきょく環境部長の説明はたいへんきれいだけれども、実際にはプラントメーカーの幾つかが参加できないと、そういうことで、どこからだれにどう言われたのかはわからないけれども、それを助けるために、入札に参加させるためにやったのではないかというふうに見るのは、私は常識ではないかと思うので、このことは指摘だけしておきたいと思うのです。

追記の資料について

次に、この今日配られました資料に基づいて伺いますが、この追記の中で、工事範囲外工事を以下に示すということで、幾つか書かれているわけです。これを地元業者に入札で参加してもらおうと、別枠で。これだけなのですね。そういう理解でいいですか。

環境部長

地元業者に直接発注をする方法によりますのは、そうです。この工事になるということで聞いております。

北野委員

概算で金額はどれぐらいと想定していますか。入札の結果、当然価格は変動すると思うのですけれども。

環境部長

これにつきましては、7社から見積書ももらっておりますが、それぞれの敷地内における配置計画とか、そういったことでそれぞれ各社ともばらつきがあるかと思っておりますけれども、一般的といいますか、平均的な観点から見た場合には、おおむねこの工事範囲外工事の中の超概算でございますけれども、約2億5,000万円程度ではないかというふうに考えます。

北野委員

2億5,000万円程度で入札すればもっと安くなるかもわかりませんよ。平成16年度は、この工事はないのですね。17年度、18年度でしょう。

環境部長

私もそういうふうには聞いております。

北野委員

地元業者の仕事について

そうすると、けっきょく地元業者は今年は仕事がないということになるのです。

それで、再三、環境部長は地元企業に仕事を回すよう、今後、環境部として最大の努力をしていきたいとおっしゃっていますけれども、そういう見通しはあるのかということについて伺います。

環境部長

入札も13日に控えておりますので、私の発言もどうしても慎重にならざるをえませんので、果たしてじゅうぶんな答えになるかどうかは、これはわかりませんが、これは各会派の皆さん方に配り、各会派に備付けをしました一つは発注仕様書がございます。この発注仕様書の中に1の12の2というところのその他の部分でございますけれども、その中のプラントメーカー一括発注分をごらんください。2として「本工事に使用する資材のうち、市内あるいは道内で産出、生産又は製造される資材等で規格品質などが適正である場合は、これに配慮し使用するよう努めるものとする」と。それから4番目に、「下請負人の選定を行う場合は、構成市町村の業者を使用するよう配慮すること」とこういった表現でございます。この内容につきましては、これを例えば、条件にすべきだといったような話しもありますけれども、しかし例えば、これにつきましては、過去において和歌山市や全国の市町村などでも、これを条件にすることで、逆に公正取引委員会から指摘を受けたという事例があります。ですから、これは義務づけではないけれども、特にこの部分について、今回、仕様に盛り込むことで、地元からの資材の調達や下請負人の確保でありますとか、下請を地元させるのだと、それに最大限に努めるのだといったことを、まずこの中で明記しているわけです。

それと、今、北野委員がおっしゃったことについての関連でございますけれども、確かにこのプラントメーカーがたいへん厳しい価格で落札するのではないかとといったような話も一部では聞いておりますけれども、その結果については、どういった形になるのかはわかりません。しかし、私どもといたしましては、今、このプラントメーカーが請け負った業務の中で相当量、地元の業者が下請で入れる業種があるというふうに思っております。例えば、その一つで大きいものは、造成工事になるわけですね。この造成工事につきましては、これは一番最初の工事、今年の秋の工事になるかどうかと私は思っておりますが、これについても、だいたい私が聞いている範囲では2億5,000万円ぐらいと聞いておりますから。これも超概算でございますけれども、こういった内容につきましては、先般4月15日にプラントメーカーを集めた現場説明会の中で、これについては何としてでも、一つは地元業者に下請として発注をしてほしいといったことを、広域連合としても強く要請をしていると聞いております。ですから、今後、実施設計などもこれからされていくわけでございますが、そういった中で具体的な骨子が明らかになっていく中で、広域連合としても積極的に地元活用について、プラントメーカー側と協議をしながら進めていくというふうに聞いております。今の中で、これはあくまでも条件だとか、これがどのぐらいの金額になるかということについては、今は明らかにできませんけれども、とにかくそれに対して最大限努力をしていくということで話しを聞いております。

北野委員

今、環境部長から答弁がありましたけれども、部長はこの発注仕様書本体から引用されていますけれども、私もこれの1の8の2、今、部長もおっしゃいました造成工事にかかわる2億5,000万円ぐらいをできるだけ地元業者に下請で出してほしいということ現場説明会でもお願いしたというお話なのですけれども、例えば、この1の8の2の土木建築工事、このうち(1)造成工事とありますが、造成工事を発注者の指示の下に行うということを目指しているのですか。広域連合のことで聞いて恐縮ですが。

環境部長

これについては、まず実施設計が前提になろうかと思っておりますので、これは工事の工程の仕方といいますか、工事のやり方につきましては、支持地盤の問題、地質調査等の問題、いろいろなデータを指しておりますが、そういった工事内容について、発注者と協議をじゅうぶん行ってほしいといった部分であります。今、私が申し述べましたことにつきましては、これとは別なことです。

北野委員

技術上のことだからね。

ところで、地元業者優先ということで、今、部長が語る話されましたけれども、それはプラントメーカーといたって、北しりべし廃棄物処理広域連合の工事を行う、桃内の工事を行うそういう場合に、道内や地元建築土木の手足を直接持っているわけではないのです。必ず下請を使わざるをえないと、こういうことになるわけです。しかし、再三、私が指摘しているように、問題は価格が折り合うかどうかなのです。

釧路広域連合の工事について

そこで伺いますが、私が再三指摘している三菱重工が請け負った釧路広域連合の工事がされていないという中で、最近工事が始められたというふうに聞いています。その金額だとか、どういう工事がやられるようになったか、これはどう承知していますか。

環境部長

これは、三菱重工業の方からも話を聞いてございますけれども、釧路広域連合の部分につきましては、基本的には実施設計は終了したと。そして、あら造成部分につきましては、地元業者で入札をして、たしか2社というふうに聞いておりますけれども、その程度の業者で今、造成に着手しているというふうに聞いております。金額については、私どもの方では承知してございません。

しかし、土木建築の関係の下請につきましては、これはまだ未定でございますけれども、具体的な話や内容が詰まってきましたら、今、ゼネコンに一括発注なのか、あるいはまた幾つかの工区に分けての分割発注なのかを含めて、いずれにいたしましても、今の中過ぎぐらいにはこの業者も決まってくるだろうということで、一定程度工事に向けた準備態勢が整っていきつつあるというふうには、私は聞いてございます。

北野委員

環境部は、一番私たちが関心を持っている地元業者2社が入札の結果、あら造成工事を請け負ってやっていると。問題は金額を聞かなかったらだめなのです。どういう金額で請け負っているのか。三菱重工業に聞くとき、そこを聞かなかったらだめではないですか。どれぐらいの規模の工事で幾らで請け負ったのか。それを聞かないと何の意味もないですよ。価格がたたき合いで安くなって入札で安く落ちたという場合に、全部しわ寄せは下請、孫請に行くわけです。そのときに、地元業者が受けられないということで釧路が騒ぎになったのですから、それが今、工事が再開されたということですから、それはいったいどれぐらいの金額で、どういう規模の工事を請け負ったのかということをお樽市議会で再三聞いているわけですから、それにかみ合ったことを聞いて議会に答弁するというのでなかったら、説明にならないのではないですか。

環境部長

詳しい中身といいますのは、確かに私どもの方で、これは私ども広域連合とは違いますので、具体的な中身については、そこまで調べておりませんけれども、今、私が知りえている情報というのは、一応そういうことの情報でございます。ただ、今、北野委員がご指摘になっているそういった問題につきましては、それなりの把握について、広域連合に伝えたいと思っています。

北野委員

今の指摘については、後でけっこうですから教えてください。

指名停止について

次に、財政部長に尋ねますけれども、先ほどの業務報告にありましたように、北しりべしの六つの構成市町村の一つでも不適切だという業者がいれば、その業者は入札に参加できないと。しかし、そうでないから7社全部が入札に参加すると、こういうくだりがありましたよね。広域連合から小樽市としてそういう問い合せを受けて、どういう回答をされたのか、説明してください。

財政部長

特別の文書でのやりとりというものはございませんけれども、広域連合事務局から、我々事務サイドにいろいろ話がありまして、その都度我々は小樽市の考え方などを説明していくという、こういうような流れでやっております。

北野委員

では、けっきょく具体的にいいという返事をしたのでしょうか。

財政部長

14社の件については、小樽市の考え方としてこうだという話はしました。

北野委員

その後は何も無いの。荏原製作所の話はあるし、J F E エンジニアリングの話もあるのですよ。

財政部長

具体的に報道関係でしかまだ承知しておりませんが、いずれもあの範囲であれば、小樽市の要綱に照らしても、現在の段階で指名停止の要件には当てはまらないという判断をいたしております。

北野委員

担当部門に聞きますけれども、資料の2ページ目、枠で囲った「9.不正又は不誠実な行為」、アンダーライン引

いて右側の欄に、これは指名停止の期間だと思うのですが、「1か月以上9か月以内」とありますよね。これは具体的にはどういうことを指すのですか。

(財政)契約管財課長

右の欄で1か月以上9か月以内というのは、不正又は不誠実な行為を業者が行った場合に、この範囲以内で指名停止をするということで、1か月というのが軽いケース、9か月は重いケースです。

北野委員

これは、指名停止の意味でしょう。それで、先ほど財政部長が答弁された、いわゆる問い合わせがあったことについては、この9の適用ではなくて、それ以外の適用で小樽市としては別に指名停止にはならないというふうに判断したのですよね。そういうことでしょうか。違うのですか。

(財政)契約管財課長

今のは東京都の下水道の方のことですか。

北野委員

そうです。ポンプの工事の排除勧告に対して。

(財政)契約管財課長

東京都の下水道ポンプ設備工事の関係は、独禁法違反ということで公正取引委員会が排除勧告をしたもので、それにつきましては、独禁法違反というのは、この資料の4項と、5項というのが該当する項目になっております。それで、4につきましては、本市発注工事と前号以外の道内工事ということですので、東京都の発注工事ですので、該当しません。5が道外の方に該当するわけですが、5の方は、道外においてその業者の代表、役員又は一般役員が独禁法に違反して刑事告発を受けたときということになっておりますので、今回は排除勧告だけです。この4、5、両方とも独禁法違反の該当にはならなかったということで、指名停止等措置要綱の中からいうと、今回の排除勧告というのは、指名停止要件の該当にはならなかったため、指名停止をしなかったということです。

北野委員

違うのではないですか。今、課長答弁されたのは、一番下の欄でしょう。東京都の下水道局のポンプ設備工事にかかわる排除勧告に対して、先ほどの説明では14社が応諾しなかったということですから、それははっきり、排除勧告に対して応諾がされたときは、これは指名停止に当たるわけですよね。けれども、応諾しなかったから審判に持ち込まれているわけですから、いわゆる小樽市として今の段階では指名停止にはならないということが正解ではないのですか。

(財政)契約管財課長

ここの下の方に書いてあることは、運用方針で、いわゆるここに書いてあるとおりに、別表第2、第4項関係と書いてあります。別表第2、第4項関係というのは、本市発注工事だったり、道内工事について排除勧告があったり、応諾したりした場合については、指名停止要件に該当するのですが、もともとの最初の出だしが道外工事なので、この4項に該当していないのです。4項に該当していれば、こういう基準でやることになるのですが、もともとが該当していないために、道外工事なので、例えば応諾がされたとしても、この4項には該当しないという意味なのです。

北野委員

そうすると、課長、この括弧でくくってある先ほど説明があったところなのですが、東京都の14社のうち何社かが応諾しても、これは応諾した会社は指名停止にはならないのですか。

(財政)契約管財課長

委員がおっしゃるとおり、道外工事につきましては、応諾をしたとしても、この指名停止要綱そのものには該当

する欄がありません。

ただ、この一番下の9項の「不誠実な行為」という欄があるのですが、これにつきましては、これら前の項のいろいろな各項に掲げる場合のほかに、業務に関して不正又は不誠実な行為をした場合ということで、これはいろいろなケースの場合でこれに該当させるようなこともできることはありますので、市の内部としましては、ほかの項目には該当しませんけれども、応諾をしたということになれば、自分で独禁法違反ということ認めることにもなりますので、やるとすれば、この第9項に該当させることも、市の内部では考えていました。

北野委員

わかりました。

三菱自動車工業の欠陥隠しの関連について

次ですが、今朝のニュースで大きく報道されましたが、三菱グループの1社、三菱自動車工業が欠陥隠しで本社が自宅捜索を受けるという事態になって、番組を中止して特別枠で報道されたわけですが。報道の範囲では、この問題の前段として、クライスラーが立て直しの出資を断ったものですから、三菱グループ全体で三菱自動車工業を支援するという事になっているのです。そういうところへ今朝のニュースだと。私は、こういう三菱グループの中心の会社である三菱重工業が、こういういわゆる不正を隠して自覚しても正しく報告しないということ長期間にわたってやっているということですから、このグループ全体のこういう体質が問題だと思うのです。こういうことについて、環境部は広域連合に意見を述べて、北しりべし廃棄物処理広域連合として巨額のお金を出して焼却炉を建設するのですけれども、そういう性能が保証されるような成果品が得られるのかどうかということについて、何の疑問も持っていないのですか。

環境部長

今の話は三菱ふそうという会社であり、今、私どもが。

北野委員

三菱自動車工業も今朝捜索を受けているのですよ。

環境部長

ですから、今、私どもが入札をさせようとしている業者は、三菱重工業というもので、確かに同じ三菱グループではあるかも知れませんが、基本的には別な会社であると思っております。ただ、グループとしての会社が、こういった不祥事といいますか、こういったことで捜索を受けるということについては、私どもも一応留意はしておりますけれども、少なくとも三菱重工業については、これまでもいわゆる技術審査とかそういった過程の中で、じゅうぶんプラントメーカーとして性能をきちんと保証できた施設の建設ができるものと評価し、判断をした上で、入札に参加させるというふうに思っております。ただ、今お申し越しのことにつきましては、こういった点でのご指摘があったことにつきましては、広域連合に伝えていきたいと思っております。

北野委員

最後に、発注仕様書について、若干聞いておきます。

施設規模の説明について

最初に、この仕様書の1の1の2で、施設規模の灰溶融炉2炉構成、排ガス処理は1炉構成となっておりますが、この意味を説明してください。

環境部長

この部分については、表現についてじゅうぶん答えることができませんので、今少し聞かせてきたいというふうに思っております。この質問は後回しにさせていただきたいと思っております。

北野委員

これ電気式というふうに聞いているのですけれども、2炉構成のうち、排ガス処理は1炉構成、規模は各社仕様

とするというふうに括弧でくくってあるのですけれども、この意味がよくわからない。

(環境)五十嵐主幹

私も、今、正確な答えになるかどうか、また再度広域連合に確認しまして答えますけれども、当然2炉あるものですから、灰溶融炉の2炉なのですけれども、その排ガスの処理について二つで一緒に処理するような形であろうかと聞いておりましたので、再度確認してみます。後で、お知らせしたいと思います。

北野委員

では、次に行きます。

同じく1の2の4の中で排ガス処理設備以降は1系統とあるのですけれども、先ほど指摘したところとあわせて説明は、やはりできませんか。できないのであればいいです。

そうしたら、次、同じく1の1の3、この中で工事計画の(3)に「工事期間中は電力会社からの仮設電力は受けられないものとして計画すること」とあるのですが、この意味はどういうことですか。1の1の3の真ん中ぐらいです。

(環境)五十嵐主幹

この点についても確認して、後でお知らせしたいと思います。

北野委員

そうしたら、以下のことを聞いてもわかりませんか。いろいろ疑問あるのですけれども。

環境部長

たいへん申しわけないのですけれども、私どもとしても、発注仕様の中身そのもののすべて細かい技術的なところまでは、残念ながらそういう意味ではじゅうぶん理解していない部分もございます。広域連合に任せているという部分もございますので、申しわけございません。この辺のご質問につきましては、広域連合に聞いてから、後ほど説明させていただきたいと思っております。

北野委員

そうしたら、どうするかな。まだ金額にかかわることではいろいろとあるのですが、空欄になっているところがけっこうあるのです。

環境部長

私も発注仕様書の中を見まして、今、空欄になっている部分がたくさんありますが、これはそれぞれのプラントによって配置計画だとか、あるいは技術的な内容の中で違ってくる部分があるかと思っています。ですから、そこら辺につきましては、発注後、実施設計の中で具体的な数量として表れてくるものが、こういうふうな空欄になっているものと思っています。いずれにしても、実施設計の中で明らかになっていくものであるということでございます。

北野委員

そうしましたら、この発注仕様書について、いわゆる金額の基礎になるものですから、だから、空欄が非常に目立つというのも疑問ですし、今おっしゃったようなことで金額が出てくるということはどういうことなのかという疑問がありますから、これは後ほどでいいですから、納得いくように説明してください。

とりあえず、私の質問はこれで終わります。

副委員長

共産党の質疑を終結いたします。それでは、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

それでは、質疑を自民党に移します。

-----  
成田委員

自民党はありません。

委員長

それでは、公明党に移します。  
-----

高橋委員

今日はありません。

委員長

民主党・市民連合に移します。  
-----

斎藤（博）委員

今日はありません。

委員長

市民クラブに移します。  
-----

大島委員

では、1点だけ。

入札の公平性について

くどいようですけれども、第1回定例会でも入札の適正価格についてお願いをしたところでございますけれども、改めてこの点について、入札については厳正に適正な競争が行われるように、間違っても談合などということのないように、この点についてはじゅうぶん指導をしていただきたいと、そのようにお願いをする次第でございます。そして、落札率をとにかく下げる、これに努めていただきたいと、この1点について要望いたします。

委員長

では、大島委員の要望ということで、環境部の方で受け止めてください。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。